

平成24年度第4回理事会の開催

平成24年度第4回理事会が、平成24年9月20日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、協議事項として、①「1 役員選任規程に関する件」、②「2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件」について協議し、了承された後、次に議決事項として、①「第1号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件」、②「第2号議案 諸規程の見直しに関する件」、③「第3号議案 賛助会員入会に関する件」について承認を得た。続いて説明・報告事項として、①「1 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件」、②「2 部会委員会の開催に関する件」、③「3 獣医学術学会年次大会に関する件」、④「業務運営概況等に関する件」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画に関する件」が説明された（第4回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成24年度第4回理事会の議事概要

I 日時：平成24年9月20日(木) 14:00～17:00

II 場所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道地区）

砂原和文（東北地区）

高橋三男（関東地区）

大野芳昭（中部地区）

中島克元（近畿地区）

柴田 浩（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（産業動物臨床）

細井戸大成（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

森田邦雄（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監事】岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

（欠席）地区理事 村中志朗（東京地区）

職域理事 梅澤正親（家畜防疫・衛生）

IV 議事：

【協議事項】

1 役員選任規程に関する件

2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件

【議決事項】

第1号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

第2号議案 諸規程の見直しに関する件

第3号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

1 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件

2 部会委員会の開催に関する件

3 獣医学術学会年次大会に関する件

4 業務運営概況等に関する件

5 その他

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 本年度の地区獣医師大会については、9月1日の金沢での中部地区獣医師大会以降、各地区において開催され、そのうち4地区に出席させていただいた。その際の懇親会では、獣医学教育の充実及び勤務獣医師の処遇改善についての質疑や意見を数多く受けた。

(2) 獣医学教育の改善については、平成20年12月に文部科学省（文科省）に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」における検討が、途中、政権交代による審議遅滞もあり、取りまとめに3年を要し、昨年3月に終了したが、内容は具体性に欠けていた。そのため文科省にも再度強く要望し、今年3月に第2次の協力者会議を設置し、先日第4回の会議を終了したところである。今回は先に示されたモデル・コアカリキュラムの実施の詳細の他、平成28年度開始を目指した、参加型実習のための共用試験の問題作成が関係者により取り組まれている。

本件は、先日、岩手県盛岡市で開催された「全国獣医学系大学関係者代表者協議会（代表者協議会）」でも、熱心に議論され、一方、本会においても、酒井理事が委員長である、学術・教育・研究委員会において専門分野別第三者評価について検討がなされ、外部評価の方向性、組織、方向について検討していただいた。組織とし

ては、過去に大学基準協会では獣医学教育研究委員会を設置し、酒井理事も私も委員という立場で、獣医学教育における学部教育、大学院の基準の作成に参画した経緯もあり、適切な評価が期待できる大学基準協会を評価機関とすべき旨取りまとめられたところである。

大学の取り組みの現状として、4月1日から北海道大学と帯広畜産大学では、共同獣医学課程、岩手大学と東京農工大学では共同獣医学科を設置しており、来年4月には、鳥取大学と岐阜大学が連携した教育体制を設置すると仄聞している。一方、大学院連合獣医学研究科については、当時、担当課長から、緊急避難的に設置されたものでない旨明言されたとおりに、二十数年が経過したが、複数の大学を活用するというこの費用対効果を考慮すると、今回の共同獣医学課程、共同獣医学科が二の舞になることを危惧している。

文科省は消極的であるが、第2次の協力者会議では、より具体的で実効あるものとなるよう工程表の中にソフトとハードについても明示すべきであり、同省の担当課長をはじめ、協力者会議、代表者協議会の場においてもその旨強く進言してきたところである。

自民党の獣医師問題議員連盟、民主党の獣医師問題議員連盟に続き、公明党も獣医師問題の議員懇談会を設置していただいた。政局は不安定ながら、早急に各々会議を開催いただき、代表者協議会関係者にも出席いただき、獣医学教育の重要性、緊急な取り組みの必要性について訴えたいと考えている。

(3) 20キロ圏内の放置された放れ牛、また安楽死を拒み飼育されている約1,000頭の牛については、農林水産省（農水省）、福島県議会、地元酪農団体関係者等と協議を進めており、具体的な取り組みが開始できるものと大きな期待を寄せているところである。

(4) 皆様に支援いただいている動物感謝デーについては、今年は10月6日に開催を予定しており、是非とも多数の参加をいただきたい。前日は全国獣医師会会長会議が開催されるので引き続きの出席を依頼したい。

(5) 理事各位におかれては、自身の地区、職域において、是非とも本日の議事の内容を伝達していただきたい。

2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【協議事項】

1 役員選任規程に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程策定検討ワーキンググループ（WG）設置の経緯、委員及び開催状況について説明がなされた後、WGの座長を務めた高橋理事から、以下のとおり検討経過が説明された。

留意点として、①最初から結論ありきという認識での

検討、②両論併記、③両論を足して2で割るような解決策は好ましくないという方針に基づき、会長から任命された4人の委員が各々の見識ある職域、獣医師会という立場における意見を真摯に発言し合い、必ずや最終的には議論の結果の一致を見るものと確信ある信念のもと、3回の会議を開催させていただいた。協議の課題は、①副会長の1名増員の件、②獣医学術学会理事の新設の件、③職域の区分と名称の件であるが、さらに獣医師会の現状とあるべき姿についても時間をかけて意見交換を行った。本会も、来年の11月末日には、ほとんどの地方獣医師会（地方会）が公益法人への移行認定を得、その他4つの地方会が一般社団法人に移行すると仄聞している。このような状況の中、従来、会員構成獣医師数により規定された総会での地方会の議決権については、今回の公益法人移行に伴い、一律に一つとなったが、これについても様々な角度から検討して結論を出すべきとの議論がなされた。また、現在、47都道府県に8つの政令都市が正会員となっているが、今後、20に及ぶ政令都市、そして各地域において小規模ながら一般社団法人を取得した団体が本会の正会員として入会を希望した場合の考え方、さらに代議員制の導入や均等割、人数割会費のあり方についても課題である旨確認された。山根会長が話された獣医学教育の課題も重要事項であり、卒業生の進路として、ここ2、3年間で公務員を志望する獣医師が増加傾向にあり、一方、小動物開業希望者が半減しているとの情報もあり、獣医師会の構成分野も大きく変化するものと考えられる。また獣医学は、日進月歩ならぬ、秒進分歩で変化しており、昨今のペット総合産業へ参入する企業、例えば製薬会社、動物看護職の専門学校も、経営が傾けば、すぐに他社に吸収合併されるような熾烈な生存競争を行っている。このような現状の中、70%の小動物開業獣医師は、獣医師1名、看護師2～3名で病院を経営しているという統計があり、そこでは雇用対策、経営者とスタッフ間の法的な課題も顕著となっている。WGでは、このような状況を踏まえつつ、役員選任規程の策定に関する事項の他、今後の本会の方向性を定める上で、豊富な学識経験を踏まえ、将来を見据えた意見交換、確かな情報収集力と見識に基づく議論がなされたことについて、委員各位へ心から厚くお礼申し上げる次第である。団体・組織の運営は、すべて相互信頼と奉仕が基本であり、人と人の絆は、団体の組織にとって最も重要であると考えられる。WGの結果に記載はないが、本会組織を正しく運営するには、引き続き検討をすべきである旨委員の意見が一致したところである。最後に山根会長、副会長、専務理事をはじめ理事各位に、WGの提案が少しでも構成獣医師のため、そして今後の本会の活性化のために役立つことを心から懇願し、座長として努力させていただいた旨報告させていただき、説明を

終えたい。本日は審議のほどよろしくお願ひ申し上げる旨説明がなされた。

続いて事務局から報告書が次のとおり読み上げられ、矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程の修正部分について、①第5条役員候補者の決定において、会長推薦区分候補者の理事会での選定は「追加された理事候補者については、会長推薦区分候補者の提出する推薦理由書によって、その必要性が認められた場合に限り、選定することができる」とし、②また第11条の会長を推薦人とする副会長区分候補者の推薦手続きにおいて、推薦管理委員会委員長は、「会長推薦区分候補者から推薦・同意書を受理したときは、当該候補者に副会長を推薦する意思について確認する」とし、③同第2項で会長推薦区分候補者が副会長候補者を推薦するときは、「推薦・同意書及び推薦理由書」を推薦管理委員会委員長に提出することとした旨説明された。

【役員選任規程策定検討報告】

役員選任規程策定検討ワーキンググループは、これまでの理事会等での意見及び従前の役員の選任方法から変更している事項について、現状分析と将来構想を踏まえながら、その必要性和妥当性の面から検討した。

1 副会長の1名増員の要件

副会長の3名制は必須ではなく、①今日的な課題に取り組む必要性、②会長代理としての渉外業務を担当する必要性、さらに③財源的な裏付けがあり、当該副会長の業務遂行に必要な勤務体系が可能である場合に、第3の副会長を置くことができるものとする。

このため、役員選任規程において第3の副会長を増員することができる場合の要件の規定及び、財源的な裏付けを理事会において検証する必要がある。

なお、第3の副会長を会長が推薦した場合には、業務処理経験等を勘案し、業務の遂行に必要な勤務日数の確保等の副会長の勤務要件について理事候補者を選定する理事会において確認することとする。

2 獣医学術学会理事の新設

従来から学術・教育・研究職域の担当理事が学会を含めて事業の運営を掌理していたこと等を勘案した場合、今、学術・教育・研究職域担当理事、獣医学術学会理事を個々に置く必要性は乏しい。この段階において、組織構成の基本的部分を変更することが困難であることから、組織的には「学術・教育・研究」と「獣医学術学会」を置き、学術・教育・研究職域担当理事が獣医学術学会担当理事を兼務する

ことにするのが適当である。

なお、学術・教育・研究職域担当理事については、当該職務が獣医学術の振興・普及のための調査・研究、獣医学教育の整備・充実、獣医師の研修・人材の養成、獣医学術に関する情報の収集及び提供に係る事業の執行にあることを勘案して、当面は現行の三学会を推薦母体とすることとし、獣医学術学会理事の取り扱いも含めて、今後の検討課題とする。

3 職域の区分と名称

職域の区分と名称については、新公益法人への認定の申請内容であり、現時点では変更せず、当面は現行の体制で臨むが、将来的な課題として、組織的にその必要性和妥当性を十分検証した上で、組織内及び職域団体のコンセンサスを得て対処していく必要がある。

平成24年9月20日

役員選任規程策定検討ワーキンググループ座長

高橋三男

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①会長の候補者が3名の場合、会長候補者推薦の副会長候補者も3名となるのか、また、会長候補者推薦の副会長は、他の2名の副会長と権利は同等なのか。②例えば必要な勤務日数が週に、3、4日となると本会事務局から近隣の者が対象となるのか。③第3の副会長と専務理事の業務分担はどうなるのか。④今回の検討経過については、今後、人事の引き継ぎの際、その趣旨が忘れられたり、曲解されないように記録として残すべきである。⑤「必要性が認められた場合に限り」という要件については、審議をし、内規で決定すべきである。⑥専務理事については、「会長が別に定める公募によって選考した」とあるが、明記する必要があるのか。⑦職域理事の学術・教育・研究理事は「定数1」として、獣医学術学会理事を「兼務」とされているが、WGの報告書では将来的に一本化した名称とするということか。⑧関連して、本会が組織として、将来の自分たちの子や孫の代に何を残すべきかという大命題を前に、例えば、団体会員制度から個人会員にする場合の組織率、会費のあり方等を検討する等して組織のあり方を根本的に見直す必要があり、新たな検討委員会の設置を望む等の質疑、意見・要望等があり、矢ヶ崎専務理事から、①については、複数の会長候補者が副会長候補者を必要と考えれば、複数の候補者が擁立される。副会長の権限としては同等であるが、第3の副会長は、特命事項を解決するという職務が第一であり、渉外対応等で常勤的な勤務体系も視野に入れることとなる。なお、第3の副会長は必須ではなく、

必要性について理事会で協議した上で選定することとなる。補足して高橋理事から、従来の二人の副会長には理事会における扇のかなめ的な役割を果していただくが、今日、本会の抱えている課題は、関係行政、団体との連携調整等、会長と二人三脚での取り組みが必要不可欠であり、その際は特命事項に取り組む、専任の副会長として、財政面についても考慮する必要があると考えている。山根会長から、②については、これまでの経験では各省庁、各団体等との交渉においては、その場で会長としての決断を迫られる場面も多々あり、その際、一度話を聞き置けるような立場の人材が必要であり、また非常勤の会長がすべて対応することも現実的でないとの観点から、WGでは、財政上許されるなら、必要と思われる場合、副会長候補者を推薦できるとされた。矢ヶ崎専務理事から、③については、専務理事は事務局運営を含めた総括的な業務の遂行であり、新たな副会長は会長からの特任事項について取り組む。④については、机上に配布した「全国獣医師会会長会議資料」の中に獣医学術学会職域理事については、「新細則第3条の規定により職域として新設されることとされているが、従来から学術・教育・研究職域の担当理事が学会を含めて事業の運営を掌理していたことから、同理事が兼務することとしたものである」とし、副会長については、「選任定数は、新定款第26条第4項の規定に基づき3名以内とされているが、副会長の3名制は必須ではなく、今日的な課題に取り組む必要性、会長代理としての渉外業務を担当する必要性及び財源的な裏付けがあり、業務遂行に必要な勤務体系を実現できる場合に、第3の副会長を置くことができることとし、この場合の要件の適合性について、理事候補者を選定する理事会において検証した上で、選定することとした」と、それぞれ経過を記している。⑤については、必要があれば内規の作成をするが、内容は要件の他、他の事項も規定することも考慮して作成したい。⑥については、公益法人の認定上の必須条件にされている。高橋理事から、⑦については、将来的には考慮したいが、公益認定を取得して間もないため、運用上での取り扱いを変更した旨それぞれ説明がなされた。

2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件

(1) 本件について提案された中島理事から、先般開催された近畿地区連合獣医師会会長会議において、狂犬病予防接種事業についての現状を分析して問題を解決すべく、日本獣医師会への取り組みを依頼する旨決議され、今回の議案に採用いただいた。厚生労働省(厚労省)が所管する狂犬病予防法において予防接種を行う獣医師は、農林水産省の所管する獣医療法で規定されているという実情の中、この20年来、複雑な問題が多発している。厚労省の狂犬病予防法を狭義に解釈し、診療実態を

伴わない他県の獣医師がキャンペーンを張って訪れ、予防注射に併せて無診療で医薬品を処方している。その際、我々獣医師会は、常日頃から行政と相談しながら、防疫体制の確立に取り組みつつ、行政の委託を受けて事業を行っているのにも関わらず、暴利を貪っていると記載されたチラシを配布している。このように広告違反と思われるような事例も多数あり、農水省に申し入れてきたが対応がなされず、現在、獣医療法の第17条の広告違反事案は、我が国では一例もないと回答された。当県では公益事業の中に人獣共通感染症の予防、まん延防止事業を位置付けているが、これでは事業推進の妨げになる。事業の主体となる者が獣医師であるので、関連する農水省で対応いただきたいと考えている。また、厚労省からは、地方自治体は獣医師会等と連携して予防注射を実施するよう通達が出されているにもかかわらず、公共事業だから入札制度とするようなら、委託の見直し、さらには衛生上の面からも集合注射の廃止も考慮すべきと思われる。しかしながら、地方会では本事業は大きな収益事業でもあり、事業を失うことにより運営にも重大な支障が出るような実情もある。については、一度事業のあり方等を整理する必要があると思われ、その上で、今後、広告違反等について取り締まれない法律のもとで、狂犬病予防注射の実施は見直すべきと考える。小動物臨床、公衆衛生担当理事もおられるが、指示があれば提案者である私から、その旨関係省庁へ申し入れを行いたい。

(2) 上記の説明に対する主な意見等として、①当県では、市町村の担当官とともに他県の獣医グループが接種している場を訪ね、担当者へ「法的に問題ないと胸を張って取り組んでいることに対し、獣医師会も文句は言わないが、注射済証を発行しても市町村に全く届いていない。これでは市町村で正確な頭数が把握できない。これでは防疫に貢献していると言えるか。自身で解決してほしい」と訴えている。相手の欠点でなく我々の本来の目的を掲げることも一法である。②当県では、無獣医師地域があり、開業会員へ依頼しても断られるため、三役で遠隔地へ時間をかけて行き、1日10頭程度実施している。③まず厚労省へ現状の狂犬病予防法について理事会から問いたすべきである旨の意見があった。

その後、まず細井戸理事から、本件は大きな課題として公益認定移行を機に、各地方会で集合注射の廃止等を踏まえた、根本的なあり方について真剣に議論する機会を設けていただきたい。55の各地方獣医師会の中で十分吟味し、その結果を集約し理事会で議論する必要がある。一部の獣医師グループの行為については、心情として許せないのは理解できるが、法的手段に訴えるのではなく、地域としての取り組みをしっかりと示す。例えば行政が集合注射を入札制とするなら、我々は別の形で地域

防疫を守るといふ地方会もあるかもしれない。本件は理事会で検討し、結果を示すのではなく、地域ごとに真剣に議論いただき、その結果を理事会で咀嚼して、協議すると良い。

続いて、藏内副会長から、本件は、長い歴史もあり、地方会の運営にも大きく関わっているが、省庁間の課題とともに、交渉には政治的な面もあり極めて難しい問題である。なお、本会から地方会に対し、狂犬病の現状あるいは将来のあり方について抜本的に論議することも提案し、その結果を挙げてもらい、理事会で検討を進めたい。

さらに山根会長から、本件については、狂犬病予防注射という国の事業に対しライセンスのある獣医師が協力しているのであり、それを利益誘導と誤解されている。狂犬病予防注射を広く接種する公益事業と捉えるならば、ボランティアでも良いと思われ、地方会の収益事業とする現状を見直さないと社会の信頼を得られない。医師は、事故の際責任を問われるため、医師会でなく個人施設での接種としたが、獣医師は獣医師会が引き受けたため、獣医師会と個人獣医師の間でのトラブル事例が生じた。広く接種するという観点からは接種希望者に任せるといふ考え方も一法である。本問題は地方会長の手腕にかかっている。一方、何十年も発生していない疾病に200億の国家予算を支出することを疑問視する国会議員もいるが、事故が起こった場合、国が責任を取れるのか不明である。また、農水省では犬の飼養数を示すとき厚労省でなく、民間団体の資料から用いているという現状もある。今後、本会がリーダーシップをとって、厚労省、農水省、環境省と四者で協議することも考慮したい。この機会に、狂犬病予防注射のあり方について本質的な議論をしていただきたい旨の説明がなされた。

【決議事項】

第1号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

矢ヶ崎専務理事から、東日本大震災及び福島県における原子力発電所事故で被災した動物の救護に尽力し、当該地方会から推薦のあった会員構成獣医師31名（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）について10月5日に開催される全国獣医師会・日本獣医師会関係事業推進懇談会において山根会長から代表者に感謝状を授与することとした旨の説明がなされた後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案 諸規程の見直しに関する件

矢ヶ崎専務理事から、本会の公益社団法人化に伴い、新たな定款及び定款施行細則等の規程が施行されたことを受け、これらの規程の条項及び内容等を引用している諸規定の語句等について改正したい旨の説明がなされた

後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 賛助会員入会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、入会申込みのあった個人賛助会員1名、学生賛助会員6名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本年の「動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」は、平成24年10月6日10時から東京都立駒沢オリンピック公園中央広場において、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」をテーマに、関係省庁、各獣医師会、関係団体の後援を得て、人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与することを目的に開催する。主な開催内容として、動物ふれあいコーナー、はたらく動物たちのデモンストレーション、一日獣医師体験講座、獣医師の役割紹介、動物にまつわる有名人トークショー、獣医学生コーナー、獣医師による家庭動物の飼育相談、地方会による展示等を予定しており、来場者は、3万人を予定している旨が説明された。

2 部会委員会の開催に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、酒井理事から、①学術部会の学術・教育・研究委員会については、今期テーマである「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて」について検討し、報告書を取りまとめた。平成23年3月に文科省の協力者会議で示された4つの工程表のうちの一つである第三者評価については、現在、医学、歯学、薬学分野では既に実施、もしくは近く実施予定であることを踏まえ、「はじめに」で、我が国における高等教育の分野別の質保証、第三者評価の実施は、国際通用性の確保の観点から取り組みが求められているとし、「委員会における検討の概要」の中で、外部評価の方向性、組織体制、方法について検討し、検討に当たり、既存の評価機関、独立行政法人大学評価学位授与機構、公益財団法人日本高等教育評価機構、公益財団法人大学基準協会（基準協会）、等の分野別評価機関を参考とした。外部評価の方向性はコアカリキュラムに基づき評価を実施すべきとし、組織評価については、本会での実施は公正な評価として社会の認知を得にくく、現実的に組織内での対応は困難であり、薬学のように新たな組織を設立することは、獣医学系大学が16校と少数なため財政的に厳しいことから、長年、獣医学の整備充実に携わり、評価や専門分野の評価での

実績をもつ、既存の外部評価機関の一つである基準協会から担当職員に臨席いただき説明を受け、今回評価機関として最も適切とした。評価方法については、今現在、大学から多種の評価による「評価疲れ」の声が挙がっているが、基準協会が評価委員会を設置し、本会が委員選定等に協力するとした。「おわりに」では、文科省の協力者会議においても、国際的通用性を確保した獣医学教育の実施に向けた改革工程の改訂が検討されているが、分野別第三者評価についても関係者間における作業を速やかに着手し、評価基準の提示、評価の実施体制・方法論の決定を当面の目標とする方向で検討が進められる中、全国の獣医学教育関係者の総意のもと迅速な取り組みの推進を期待する旨記載した。ついては、本日の了承を得て、山根会長名で直ちに全国大学獣医学関係者代表者協議会（代表者協議会）の吉川会長あてに進言をさせていただき、それを受け、代表者協議会から直ちに大学基準協会へ依頼書を送付するという手続きで対応する予定であり、本件は文科省とも連携を取っており、早急に獣医学教育の外部評価が進められるものと考え。②生涯研修事業運営委員会については、東京大学の佐々木委員長のもと、2期約4年間検討し、報告書が取りまとめられた。本事業は、平成12年から3年間、試行を行い、平成15年から本格実施をしたが、申告者の減少、プログラムの見直し、教材、研修方法の改善、申告手続の簡素化、評価方法のあり方等の課題が山積しており、第2期目の検討で最終報告が取りまとめられた。内容については、まず「事業の仕組みと取り組み」として、高度専門職の職業人として、生涯学習は続ける必要があるとされた。「研修制度の課題」については、前述の課題を挙げ、最後に「今後の生涯研修事業への提言」の中で、「研修申告システムの見直しとインターネットの活用」として、現在の申告方法等の煩雑さは申告離れを生む要因の一つと考えられることから、医師、歯科医師、薬剤師等のように、インターネットの活用により各獣医師のポイント得点数やプログラムの受講歴の確認ができるシステムとすることで、研修等の受講意欲を高めることを期待できるとされた。システムの導入に際しては費用対効果が課題であるため、現在、事務局で関係機関に問い合わせ中である。次に「受講状況の把握と研修システム」として、幅広い獣医学の知識と研修に携わる認定要件を定めることが可能にすべきとされ、「研修用教材の確保並びにカリキュラムの改定」では、日本獣医師会雑誌にQ&Aという形で連載されているが、韓国等でも活用されているということで、これを取りまとめる等、在宅学習の充実が必要とされた。さらに「広報活動の充実」として、受講者の申告推進、「認定証取得の対応」として、認定証取得者への特典等の付与、「産業動物分野と公衆衛生分野における対応」として、同分野の事業

所内研修と、積極的に連携を図る等、提言を取りまとめられた。

次に、麻生理事から、③産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会については、8月8日に第15回の委員会を開催し、冒頭山根会長から、農場HACCPについての重要性について挨拶いただいた後、中央畜産会の宮島常務理事から「畜産におけるHACCP方式を取り入れた飼養衛生管理の取り組み」について解説いただいた。農場HACCPについては、農水省では平成25年までに全国5,000農場の認証を目標としており、準備段階としての農場指導員、その上の農場審査員、さらに獣医師が要件である主任審査員の養成のため、研修を開催している。これは受講者の6割が家畜保健衛生所（家保）の職員であり、本会構成獣医師の産業動物の開業者の参加はごく少数であるが、今後、開業獣医師の新規参入には非常に厳しくなると危惧している。一方、主任審査員は資格取得までの臨床の年数、経費等と、資格取得後の収入等を想定すると、開業者には取り組みづらい実情もある。委員の見解は、総論は賛成でも、各論となると、職種、環境により考え方が異なり、例えば、共済関係と、豚、鶏の臨床獣医師における、行政との関係、農家に対する指導力や信頼度に大きな差があり、今後、検討の余地がある。なお、一部の開業獣医師は農場管理獣医師協会、日本養豚開業獣医師協会等を設立して、管理獣医師として着々と実績を積み重ねており、早急に獣医師会が、行政、企業、中小農家と連携しながら、牛、豚、鶏分野への管理獣医師制度の確立に取り組む必要があり、これこそ今回のテーマである「食の安全確保を担う産業動物獣医療に対する獣医師の役割」になると理解する。その実現のための第一歩としての要指示医薬品指示書の取り扱いについて議論したが、行政、共済、開業者の委員の考え方、解釈や理解度に相当大きな隔たりがあり、取りまとめは難しい状況である。今後は、牛、豚、鶏等、現場従事者と農水省を含めた行政、家保、食肉衛生検査所の職員からなるワーキンググループを立ち上げて検討すべきとの意見も出たが、結論が出ない現状である。補足して、横尾副委員長から、臨床実習については、文科省の協力者会議では、大学間での意見が集約されていない印象があり、委員会でも現場では協力はするが、地元大学からも情報が提供されないとの意見があり、調整が望まれること、また、HACCPについては、共済団体の現場では、地方酪農会議の衛生状況のチェック、農水省の飼養衛生管理基準の遵守の指導までで、HACCP段階までは進んでいないとの意見が出された。

続いて、細井戸理事から、④小動物臨床部会の療法食の在り方検討委員会について、このたびの各地方会、開業獣医師の方々に対し療法食に起因する健康被害事例のアンケートへの協力を改めてお礼申し上げたい。本委員

会は、太田委員長のもと、7月27日に第3回委員会を開催され、冒頭、山根会長から本委員会の目的として、療法食に規制を検討するのではなく、適正使用を推進するためのガイドラインを作成し、より質の高い対応が依頼された。続いて、アンケートの報告として、犬で19件、猫で18件の被害事例が報告され、誤使用あるいは療法の方法が要因と思えるが、大きな被害がないと記録に残さない事例が多数あるため、今後とも、継続的にアンケートを実施すべきとの要望があり、一方、現場からは、流通の部分に対する不満等の声もある旨の意見が出された。次に委員からEU、オーストラリア、ブラジルにおける療法食に対する法規制等の説明がなされ、次回、療法食の定義を含め、動物医療の中における療法食の適正使用推進のためのガイドラインの取りまとめを進めることとされた。

最後に木村理事から、⑤動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会については、6月15日に第3回委員会を開催し、「緊急時動物救護取組体制の在り方」を議題とし、福島県獣医師会の河又氏から現地獣医師会の動物救護の取組情報報告の説明を受けた後、獣医師会の平常時の役割のあり方について検討し、同行避難については小学校での動物ふれあい事業等での教育を考慮すべき、動物愛護団体との連携としては災害時のネットワークを使ったシミュレーション等の実施が必要、行政との連携については地方会と県、市行政との災害協定の締結の推進が重要、緊急災害時の動物救援本部のあり方としては本会が主導的役割を果たすべきであり、その他、本会が作成した「災害時マニュアル策定ガイドライン」の活用についても意見が出された。今後、本会及び地方会の役割を明確にした緊急時動物救護体制の構築が重要であり、そのための組織間の連絡会議というもので言及したい。⑥学校動物飼育支援対策検討委員会については、7月17日に第6回の委員会が開催され、昨年に続き、本年度の獣医学術学会年次大会（大阪市）において開催する、本委員会の公開型拡大会議の開催について意見交換し、例年の学校飼育動物活動のアンケート結果集計は、資料として地方会にフィードバックするとともに文科省の調査とリンクさせる。また、拡大会議では、新たに参入する地方会が取り組みの参考としやすいよう個別的なパターンを毎年紹介する。さらに文科省の示された動物の継続飼育のあり方については、年限、疾病等現場の教師に適切な理解が得られるよう検討したい。なお、拡大会議の後に、学校教育と動物飼育の市民公開シンポジウムを開催する予定である。⑦第24回日本動物児童文学賞審査委員会については、7月30日に第24回審査委員会を開催し、本年1月1日から4月20日までの募集で応募のあった99作品のうち、現代日本少年文学の会の主宰者に依頼した1次審査を経た15作品につ

て、審査を行い、大賞1点、優秀賞2点、奨励賞5点を決定した。今回は東北の震災を題材にした作品が2点ほど入賞しており、平成24年度動物愛護週間中央行事屋内行事の会場である東京国立博物館で授賞式を行うこととしている旨がそれぞれ説明された。

(2) 質疑応答として、部会委員会開催関係資料は、できる限り事前配付を依頼する旨の要望が出された。

3 獣医学術学会年次大会に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から平成24年度は、本会主催・大阪市獣医師会共催により平成25年2月9日～11日、大阪国際交流センター、シェラトン都ホテル大阪において、平成25年度は、千葉県獣医師会の共催で平成26年2月21日～23日、幕張メッセ、東京ベイ幕張において、平成26年度は、平成27年2月13日～15日、岡山県獣医師会の共催で、岡山コンベンションセンターにおいて開催する予定である旨が説明された後、地元獣医師会の細井戸理事から、平成24年度の年次大会について参加協力が依頼された。

(2) 上記の説明に関して、年次大会の開催を担当した地方会は、財政的に大変厳しいという声を聞くが、監査での数字からは、実情が見えて来ない。地方会で補完しているのであれば、今後のことも考慮して、実際の数字を明示された方が良い旨の意見が出された。

4 業務運営概況等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成24年6月21日から平成24年8月31日までの業務概況等について説明がなされた。

(2) 上記に関する主な意見等として、日本獣医師会会長感謝状については、現在、定められた基準を満たした、会員入会に顕著な実績を挙げた地方会に限らず、地道に会員数を維持している地方会についても考慮してはいかかとの要望が出され、山根会長から実際の数値を示していただければ検討を考慮したい旨が回答された。

5 その他

(1) 東日本大震災支援義援金及び福島原発警戒区域内の家畜救護の状況（報告）

矢ヶ崎専務理事から、支援義援金については、第4次の調査を実施しており、結果が揃い次第、配分基準に基づき希望する地方会へ支出する予定である。なお、20キロ圏内の牛の救護活動については、1カ所または数カ所に集約して管理することとして、財政的な取り組みも考慮する必要があるが、本会が直接取り組むことはできないため、活動部隊となる新たな社団法人を設立し、1,000頭の牛を研究目的として飼育するという方向での対応が進められており、本会は団体を側面から支援して

いく旨が説明された。

(2) マイクロチップにおける取り組みの推進

ア 木村理事から、マイクロチップが義務化になるような方向性が明示されているが、国民皆保険と同様の意義があると思われる。日本動物保護管理協会を合併した本会は、将来的に、臨床カルテの共有、診療料金の保険機構の設置等を見据え、様々なデータ収集等、本会が公正な立場で主導的に対応する必要がある。現在、民間で異なったデータベースを構築されたが、将来を見据えて速やかに対応すべきである旨の意見が出された。

イ 上記意見に対して、①細井戸理事から、畜犬登録団体、ペット小売団体等がマイクロチップを推進することになれば、獣医師もこれに協力する必要がある。早い段階で本会の方向性を明確にしておくべきである。②藏内副会長から、マイクロチップの取り組みについては、飼養者責任ということで法律に明記された際、AIPO事業の管理運営は、本会より愛護団体が望ましく、その中でも全国的な組織を有する日本動物保護管理協会（協会）が最良とのことで対応することになったが、その後、合併により本会が継承した経緯がある。今後の動物愛護管理法の改正において、本事業にすべての愛護団体が関与すべきという国会議員もい

る。今後とも、マイクロチップは動物の福祉のために活用するという趣旨のもと、動物にとって最良の手段であり、なおかつマイクロチップを動物に挿入するのは獣医師である。さらに将来、法律で義務化された際、狂犬病のように民間企業と獣医師との個別契約で実施することも考えられ、なぜ本会がAIPO事業を実施するかという大義を明確にすべきである。なお、本問題は、狂犬病予防法と表裏一体の課題として整合性を図っていく必要があり、会長の述べたとおり真摯に取り組む必要がある。③山根会長から、この8年間関係議員に機会あるごとに説明してきたが、ようやくマイクロチップの重要性を理解し始めたところであり、次回の動物愛護管理法の改正においても本件を検討する雰囲気の高まりを感じている。本会としても狂犬病予防法のあり方とともに検討して基本方針を示し、関係者の協力を得ながら、慎重に将来を見据えながら引き続き取り組みたい旨が説明された。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。